

みえ森と緑の県民税について

(1) みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する

「評価委員会の評価」および「評価委員会による総合評価」 ····· 1

(2) みえ森と緑の県民税（制度最終案）について ····· 5

平成30年10月

農林水産部

評価の考え方

判定の種類とその内容及び点数【表1】

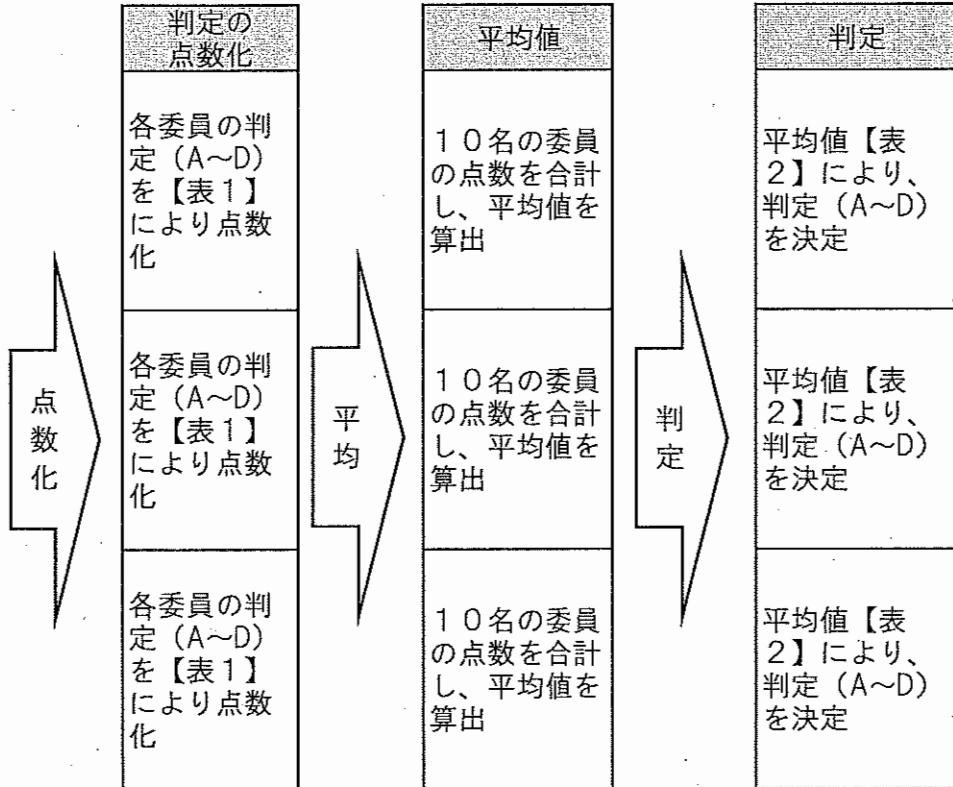
内 容	判定	点数
取組が優れている	A	4
継続が妥当である	B	3
継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である	C	2
現状の取組に改善が必要である	D	1

平均値による判定基準【表2】

平均値	判定
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A
$2.7 \leq X < 3.5$	B
$1.7 \leq X < 2.7$	C
$1.0 \leq X < 1.7$	D

事業別評価の判定

評価の視点	内容
有効性	目的に対して内容、結果が効果的であったか。目的や目標を達成しているか。
効率性	費用の観点から執行方法が効率的であったか。地域性や現場条件の観点から執行方法が効率的であったか。
公益性 (波及度)	目的や内容が公益的だったか。波及性があったか。



平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業

みえ森と緑の県民税基金積立金事業（①から⑤の基金事業全体の総合評価）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.30) 効率性：B (3.10) 公益性：B (3.10)	<p>地域の実情に応じて多様な主体が協働した効果的な施策が展開されており、みえ森と緑の県民税が導入されたことで、これまで対策が取られなかつた様々な森林の課題についての取組が進んでいる。また、29年度より市町交付金の配分額が大きく増えたが、県と市町の連携がより一層進んだことによって、地域のニーズをくみ取った効果的な事業が多く実施された。</p> <p>みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討にあたっては、多様な主体から当該税や制度の改善に対する意見について情報収集しており、評価できる。</p> <p>今後は、全国的に集中豪雨などによる災害が増加していることを踏まえて、引き続き「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、当該税の目的を明確にして「県民全体で森林を支える社会」の実現に向けたより一層効果的な施策を展開されたい。</p>

①災害に強い森林づくり推進事業のうち、災害緩衝林整備事業

12市町・20箇所

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.40) 効率性：B (3.10) 公益性：B (3.10)	<p>当事業により洪水の際の流木の発生を抑える効果や、渓流沿いにおいて調整伐を行ない大径木化することにより、災害の発生を低減する効果は認められる。また、地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、事業を実施したことは評価できる。ただし、森林の整備を進め、その機能を高めることによって流木の発生を抑止することには限界があることから、当事業のみならず、他の有効な事業を複合的に進めることによって、減災に資することを考慮する必要がある。</p> <p>今後は、流木・倒木の撤去や渓流沿いの災害緩衝林の整備とあわせて、その周囲を含めた広範囲な「災害に強い森林づくり」が進むよう、施策を展開されたい。</p>

②災害に強い森林づくり推進事業のうち、土砂・流木緊急除去事業

5市町・5箇所

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：A (3.50) 効率性：B (3.10) 公益性：B (3.20)	<p>近年、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、渓流内や既存の治山施設に異常に堆積した土砂や流木の撤去は継続して実施する必要があり、有効な事業である。また、地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、事業を実施したことは評価できる。</p> <p>今後は、引き続きこの事業の効果を周知して県民と共有するとともに、治山施設が長期的に渓流部の山脚を固定する効果を發揮し、森林の造成・維持に資するよう、事業を継続されたい。</p>

③森を育む人づくりサポート体制整備事業

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.30) 効率性：B (2.90) 公益性：B (3.20)	<p>みえ森づくりサポートセンターの活動が前年度以上に進んでおり、現場で活躍できる森林環境教育・木育指導者が育まれている。特に、小学5年生を対象にしたテキストを学校に配布するなど、学校教育と連携した取組を評価する。</p> <p>今後は、引き続き、木を使うことで森林の恵みを暮らしに取り入れている「森と人との関わり」についての学習や、野外での体験学習を継続されたい。また、学校教育における取組が進むよう、県、市町は、学校へ積極的にアプローチとともに、教育委員会と連携されたい。</p>

④みえ森と緑の県民税制度運営事業

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（2.90） 効率性：B（3.10） 公益性：B（3.00）	成果発表会を開催し県民に報告の場を設けるなど、県、市町ともに、継続的に広報活動に力を入れており、評価できる。また、みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討にあたっては、多様な主体から当該税や制度の改善に対する意見について、ワークショップの開催やアンケート調査を行うなど情報収集されている。 今後は、みえ森と緑の県民税の趣旨や成果とあわせて、從来から実施されている事業や森林環境譲与税（仮称）を活用して様々な森林・林業の課題に対応していることも周知されるよう、工夫されたい。また、評価委員会における制度の検討によって、改善やプラスアップした部分を県民に分かりやすく広報されたい。なお、評価委員会による事業評価を行うにあたり、その評価に至ったプロセスでの議論や注釈などを追記することや、森林や木材、公共事業などに精通した方の意見を聴取するなど、改善に向けたより的確な評価と提言ができるよう運営されたい。

⑤－1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分1：土砂や流木を出さない森林づくり（3町・3事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.23） 効率性：B（3.17） 公益性：B（3.10）	効果が広範囲にもたらされる箇所における取組を県が行い、市町がそれぞれの実情に応じて、流木・倒木等を伐採撤去するなど減災につながる取組を行っていることを評価する。 今後は、引き続き県と市町の役割分担を踏まえたうえで、市町においてもこの取組が実施され、県民の安全・安心に繋がるよう、みえ森と緑の県民税市町交付金を効果的に活用されたい。

⑤－2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分2：暮らしに身近な森林づくり（21市町・31事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.16） 効率性：B（2.99） 公益性：B（3.02）	危険木の除去や森林病害虫対策、住民等による里山整備など、地域の安全につながる暮らしに身近な森林づくりがなされており、評価できる。一方で、事業費の根拠や当該税を活用して整備する必要性の説明が不足している事業、実施方法の工夫が必要な事業も見受けられる。 今後は、引き続き実施方法や整備の必要性について十分に検討し、地域の自助努力を促しつつ、地域の実情にも言及し、透明性の高い発注方法を取り入れるなど、実績報告書には詳細に記載されたい。

⑤－3 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分3：森を育む人づくり（19市町・32事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.19） 効率性：B（2.99） 公益性：B（3.05）	県産材を活用した木質化や木製品導入と合わせた森林環境教育や幼少期からの木育などが実施され、取組内容も年々工夫され、幅広い世代の森を育む意識の醸成につながったと評価できる。特に、学校林など、子どもたちが森に触れ、木の成長や生き物との関係を学べる環境の整備を高く評価する。一方で工法や樹種の選択、事後のフォローアップなど、事業の進め方について工夫の余地がみられる事業もあった。 今後は、持続的に事業の効果があがるよう、引き続き野外体験のためのフィールド整備や、県産材を活用した木育の実施など、さらに充実した取組となるよう工夫されたい。学校教育における取組については、県、市町は、学校へ積極的にアプローチするとともに、教育委員会と連携されたい。

⑤ー4 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分4：木の薫る空間づくり（24市町・46事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.10) 効率性：B (2.97) 公益性：B (2.92)	県民の生活に身近な市町の施設や公園などに県産材を活用したことにより、木質の建物や木製品の心地よさが感じられる機会が増え、利用者の意識向上につながっていると評価する。一方で、十分に木の温もりが感じられないような施設の部分的な木質化や一部に木材を用いているに過ぎない備品の導入に留まっているような事業も一部に見受けられる。 今後は、木の薫る空間が「県民全体で森林を支える社会づくり」につながるよう、さらに木材の良さを積極的に伝えて県民の行動を促し、森林について学ぶきっかけとしていくことが望まれる。なお、整備した備品及び施設については、引き続き適正な維持管理に努められたい。

⑤ー5 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり（10市町・14事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.07) 効率性：B (2.96) 公益性：B (2.94)	住民団体等が身近な公園や緑の環境整備に参画するなど、緑の環境づくりとあわせて森林環境教育・木育を行った事業は、森林が持つ課題や県産材を使う価値を伝える良い機会となるため、評価できる。 今後は、整備した環境を森林環境教育・木育に活用するなど、住民の意識向上や学習につながるよう工夫されたい。また、整備された箇所については、引き続き適正な維持管理に努められたい。なお、誰もが森林に親しむために必要なハード施設（遊歩道など）を整備する場合には、単価や予算、景観への配慮など、全体のバランスを考慮し、実績報告書には詳細に記載されたい。

平均値	判定
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A
$2.7 \leq X < 3.5$	B
$1.7 \leq X < 2.7$	C
$1.0 \leq X < 1.7$	D

みえ森と緑の県民税（制度）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1 「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26~28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2 「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森 林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2. 県民全体で森 林を支える社 会づくり	3. 森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり		-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26~30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26~28年度）

（対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壤等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、渓流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

- 事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。
 - ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
 - ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
 - ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることができられており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
 - ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
 - ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策 2 : 暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305,759 千円の事業を実施しました。

[課題]

- 事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。
- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策 3 : 森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で 89 事業、合計 197,045 千円の事業を実施しました。

[課題]

- 事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。
- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進め Necessary to have a broad perspective and adapt to local conditions.
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策 4 : 木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19市町で69事業、合計394,780千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページやFacebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

（1）税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

（2）「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成30年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

（3）税を活用した事業を行ううえでの3原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ぼないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを發揮させるために必要な対策を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 渓流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の大径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、渓流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業
2. むらしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成31～35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費(億円)	割合(%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した上で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

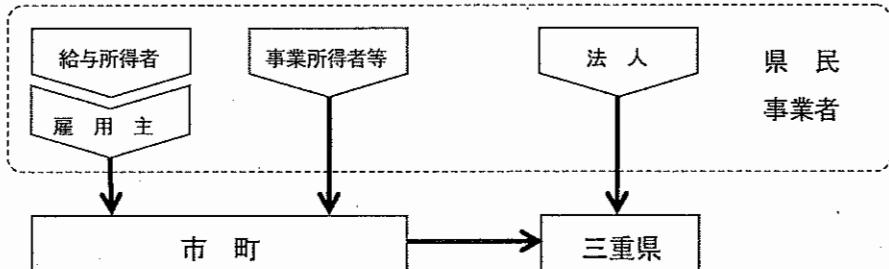
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徵税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納稅義務者	<p>【個人】<納稅義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 <p>【法人】<約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>
税率（年額）	【個人】1,000円

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (資本金等の額の区分)</th><th>税率 (年額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td><td>2,000 円</td></tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td><td>13,000 円</td></tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td><td>54,000 円</td></tr> <tr> <td>50億円超</td><td>80,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)	1千万円以下	2,000 円	1千万円超 ～ 1億円以下	5,000 円	1億円超 ～ 10億円以下	13,000 円	10億円超 ～ 50億円以下	54,000 円	50億円超	80,000 円
区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)												
1千万円以下	2,000 円												
1千万円超 ～ 1億円以下	5,000 円												
1億円超 ～ 10億円以下	13,000 円												
10億円超 ～ 50億円以下	54,000 円												
50億円超	80,000 円												
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>9 億 0 千万円</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>1 億 8 千万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>10 億 8 千万円</td></tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円				
	平年度												
個人	9 億 0 千万円												
法人	1 億 8 千万円												
計	10 億 8 千万円												
徴収方法	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  <pre> graph TD A[給与所得者] --> C[市町] B[事業所得者等] --> C D[法人] --> C C --> E[三重県] </pre>												
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入												
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり												
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり												
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり												
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり												

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

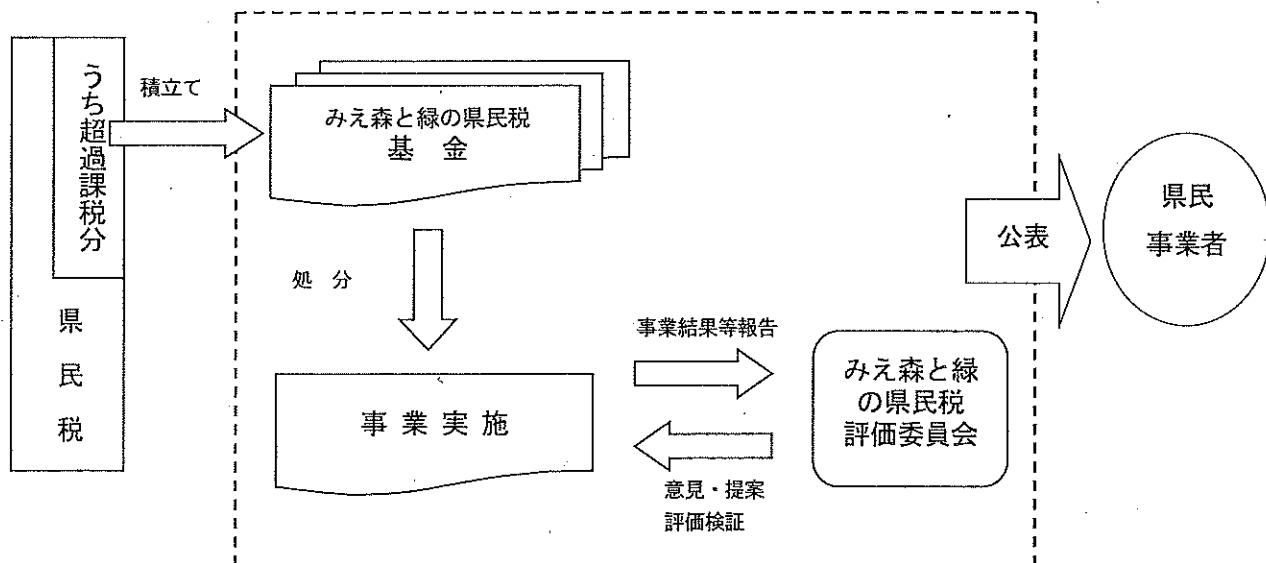
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

＜基金造成と評価制度＞



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。